

**(2026) Space Law Moot Court Competition Study Round in Japan**

**Japanese Division**

Team No. 106A

IN THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE

AT THE

PEACE PALACE, THE HAGUE

Case concerning Liability and Responsibility for Space Activities of Non-Governmental

Corporate Actors

INKATON

(APPLICANT)

v.

ACCADIA

(RESPONDENT)

ON SUBMISSION TO THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE

MEMORIAL FOR THE APPLICANT

(INKATON)

---

## 目次

---

目次	1
参考資料索引	2
請求項目	4
事実概要	5
主張概要	6
脚注を含めた主張	8
<b>I Observer-1の同意なき軌道からの取得について、Accadia国は国際法上の国家責任および賠償責任を負う。</b>	<b>8</b>
A Observer-1の同意なき回収は、宇宙条約8条に違反し、国際法上違法である。	8
B 宇宙救助返還協定は、Sargon社の行為を正当化しない。	8
C Sargon社の違法行為は、宇宙条約第6条によりAccadia国に帰属する。	9
<b>II Inkaton国は、Quipu社によるDragnet残骸からの部品の取り外しについて、賠償責任を負わないこと。</b>	<b>10</b>
A Inkaton国はQuipu社によるDragnet残骸からの部品取り外しについて責任を負わない。	10
B Quipu社によるDragnet残骸からの部品の取り外しは宇宙救助返還協定5条3項に違反しない。	11
C Quipu社によるDragnet残骸からの部品取り外しは違法性が阻却される。	12
<b>III Accadia国は、TransatがQuipu社の月面採取施設に与えた一切の損害およびDragnet号乗員の救助ならびに医療の提供に要したQuipu社の一切の費用・経費について、国際法上賠償責任および国際責任を負うこと、そして、これに反する一切の請求を棄却すること。</b>	<b>13</b>
A TransatがQuipu社の月面採取施設に与えた損害は、Sargon社の過失によるものであり、宇宙損害責任条約3条、宇宙条約6条および宇宙条約7条によりAccadia国は、国際法上の責任を負う。	13
B Sargon社の行為およびそれに係る事情は、違法性阻却事由によって違法性を阻却されない。	14
C Accadia国は、Dragnet号乗員の救助および医療の提供に要したQuipu社の一切の費用・経費について償還義務を負う。	15
法廷への請求	17

---

## 参考資料索引

---

### BOOKS

- 岩沢雄司『国際法』第二版, 東京大学出版会(2023). 9  
山本草二, 『国際法における危険責任主義』, 東京大学出版会(1982) 14  
小塚荘一郎・佐藤雅彦『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』第3版, 有斐閣 (2024). 10

### JOURNALS AND YEARBOOK

- 'Study Group on Due Diligence in International Law' (2016) 77 Int'l L Ass'n Rep Conf 1062.  
14  
Charles Stotler, "Interpretation as Creation: Article VI of the Outer Space Treaty" (2025). 11  
Stephen Gorove, "The Recovery and Return of Objects Launched into Outer Space: A the  
Recovery and Return of Objects Launched into Outer Space: A Legal Analysis and  
Interpretation" (1970). 12  
加藤裕太, 光田千紘, 草野完也, 石原康秀「太陽高エネルギー粒子事象予測の取り組み」  
『第18回「宇宙環境シンポジウム」講演論文集』 11  
佐古田彰「宇宙条約6条第一文・第二文の成立(一)」『商学討究』第52巻第4号(2001). 11  
森川幸一・兼原敦子・酒井啓亘・西村弓編『国際法判例百選第3版』有斐閣(2021) 15  
石塚智佐「国際司法裁判所ジャダヴ事件(インド対パキスタン(判決・2019年7月17日))」東洋  
法学63巻3号(2020). 9

### MULTILATERAL TREATIES AND CONVENTIONS

- Agreement on the Rescue of Astronauts, the Return of Astronauts and the Return of Objects  
Launched into Outer Space (1968), 672 UNTS 119. 9, 11, 16  
Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects (1972), 961  
UNTS 187. 13  
Treaty on Principles governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer  
Space, including the Moon and Other Celestial Bodies (1966), 610 UNTS 205. 8, 10, 12,  
13, 16  
Vienna Convention on the Law of Treaties (1969), 1155, U.N.T.S. 331. 9

### U.N. RESOLUTION AND DOCUMENTS

- Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts (2001). 11, 12, 14,  
15

### OTHER INTERNATIONAL BODIES

- Rainbow Warrior (New Zealand v. France), 1990 Arbitral Award (April. 30), Judgement, Vol.  
XX, p. 215; 82 *ILR* 499. 15

### MISCELLANEOUS DOCUMENTS

- JAXA 宇宙航空研究開発機構「コスモス954号事件外交解決文書(カナダ・ソ連、1981年4  
月2日公表)1978年1月のコスモス954号崩壊事故に関するすべての問題を解決するため  
の1981年4月2日付けカナダ政府とソビエト社会主義共和国連邦政府間の議定書」  
[https://www.jaxa.jp/library/space\\_law/chapter\\_3/3-2-2-1\\_j.html](https://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_3/3-2-2-1_j.html) (2026年2月16日最終  
閲覧) 8  
防衛省情報検索サービス「第4章ミグ25事件」  
[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1977/w1977\\_04.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1977/w1977_04.html) (2026年2月16日最終  
閲覧) 12



---

請求項目

---

上記合意された事実に基づき、Inkaton国は、裁判所に対し以下を判断・宣言するよう求める。

- a. ACCADIA国は、Sargon社によるObserver-1の同意なき軌道からの取得について、国際法上賠償責任および国際責任を負うこと、
- b. INKATON国は、Quipu社によるDragnet残骸からの部品の取り外しについて、賠償責任を負わないこと、
- c. ACCADIA国は、TransatがQuipu社の月面採取施設に与えた一切の損害およびDragnet号乗員の救助ならびに医療の提供に要したQuipu社の一切の費用・経費について、国際法上賠償責任および国際責任を負うこと、そして、これに反する一切の請求を棄却すること。

---

## 事実概要

---

原告Accadia国および被告Inkaton国は、国際連合憲章、宇宙条約、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約および救助返還協定の当事国であり、いずれもアルテミス合意の署名国である。他方、Sabaku国は宇宙物体登録条約および月協定の当事国である。

Accadia国法の下で設立された営利法人Sargon Industries(以下「Sargon社」という。)は、地球低軌道上の軌道サービス・プラットフォームEarth Orbit Station 1 (EOS-1)を所有・運用し、宇宙物体の打上げ、改修・修理、非生物宇宙資源(abiotic space resources)の採取およびシスルナ空間(Cislunar space)における輸送サービス等を行っている。Sabaku国は、EOS-1およびSargon社が所有・運用する宇宙物体の登録国(Registry State)であり、Sargon社に対する非生物宇宙資源採取ライセンスの発給国(issuing State)である。

Inkaton国法の下で設立されたQuipu Enterprises(以下「Quipu社」という。)は、地球低軌道において衛星を運用するとともに、月面マリア領域の雨の海(Mare Imbrium)に設置された月面非生物資源採取施設Quilla Extraction Zone(Quilla)において、ヘリウム3(Helium 3, He-3)の採取を行っている。Quillaは半径15キロメートルの月面安全区(lunar safety zone)を採用している。

Quipu社が打ち上げたステルス地球観測衛星Observer-1は、軌道投入直後に故障し、航法・管制および推進に関する指令に応答しない制御不能衛星(rogue satellite)となった。Sargon社は、Observer-1がEOS-1および地球低軌道上の他の宇宙物体と衝突する高度の蓋然性を有する危険かつ有害な宇宙物体(hazardous and deleterious space object)であると判断し、非キネティック手段により同衛星を軌道から除去してEOS-1へ搬送した。Sargon社は、当該行為をQuipu社の同意を得ることなく実施した。

その後、Observer-1は改修され「Transat」と改称され、研究目的で月低軌道へ輸送される過程において、太陽陽子イベント(Solar Proton Event, SPE)に起因する事故により月面に墜落し、Quipu社の月面採取施設に損害を与えた。また、Dragnet号の強行着陸後、Quipu社は同宇宙船の残骸からSargon社の技術を回収した。これら一連の行為をめぐり、両国は外交協議を経た後、本件紛争を国際司法裁判所に付託した。

---

## 主張概要

---

### - I -

第一にObserver-1の同意なき回収は、宇宙条約8条に反し国際法違反である。同衛星はInkation国企業Quipu社の宇宙物体であり、制御不能後も登録国の管轄権・管理権は失われない。回収による所有権移転を否定したコスモス954号事件の先例に照らしても、Sargon社による無断回収は適正手続を欠く。第二に宇宙救助返還協定はSargon社の行為を正当化しない。同協定は宇宙飛行士の救助および宇宙物体の返還を目的とするにとどまり、第三国民間主体による一方的取得や所有権移転を正当化しない。当該協定5条2項も打上機関の要請に基づく返還協力義務を定めるのみである。さらに、緊急避難についても、通報や共同対応といった代替措置を尽くしておらず、要件を満たさない。第三にSargon社の違法行為はAccadia国に帰属する。宇宙条約6条は非政府主体の宇宙活動について所属国に許可および継続的監督義務と国際責任を課しており、Sargon社の違法行為はAccadia国に帰属する。よってAccadia国は国際責任及び賠償責任を負う。

### - II -

宇宙条約6条は国家に非政府団体の活動の許可・継続的監督義務を課すにとどまり、民間企業の行為が直ちに国家に帰属するものではないため、Inkaton国の指揮・統制が立証されない限り国家責任は生じない。本件は予測困難なSPEという不可抗力に起因するものであり、仮に帰属が認められても国家責任は阻却され得る。さらに、宇宙救助返還協定5条3項の返還義務は打ち上げ機関の要請を発動要件とするため、本件ではSargon社からの要請がない以上、Quipu社の部品取り外しは同条に違反しない。ミグ25事件にみられる国家実行に照らせば、施設の安全確保のため領域内（又は管理区域近傍）の物体を一時的に調査・取り外すことは許容され得るため、同社の行為は違法でも賠償責任を生じさせるものでもない。加えて、宇宙条約8条上、Dragnetの構成部品の所有権は登録国に帰属するためQuipu社の取り外しは原則として違反となり得るが、本件は国家責任条文25条の緊急避難により違法性が阻却される。予期せぬSPEによる差し迫った危険からQuila施設の人命・安全を守るために部品の調査はほぼ唯一の手段であり、他国の根本的利益を重大に害するものでもないため、緊急避難の要件を満たす。

### - III -

本件においてInkaton国は、Accadia国に対し、同国の非政府主体であるSargon社が引き起こした損害の賠償および費用の償還を以下の通り主張する。

第一に、宇宙船Dragnet号がQuipu社の施設に与えた損害について、Accadia国は宇宙損害責任条約3条および宇宙条約6条に基づき賠償責任を負う。Sargon社は、機体が制御不能で指定区域への誘導が困難であることを認識しながら、その旨を通告せず着陸を強行した。これは予見可能な損害に対する回避義務を怠ったものであり、過失を構成する。

第二に、本件損害に「遭難」による違法性阻却は適用されない。Sargon社は着陸時に指示を待つ等の代替手段を尽くしておらず、また危難が去った後も損害の原状回復や金銭賠償を行っていないため、国家責任条文が定める遭難の要件を満たさない。

第三に、Accadia国はQuipu社が救助・医療に要した一切の費用を償還する義務を負う。Quipu社は宇宙救助返還協定3条に基づき義務を誠実に履行しており、宇宙飛行士が「人

類の使節」であることに鑑みれば、救助側の負担は不当利得や衡平の観点から償還されるべきである。

以上により、Accadia国はINKATON国に対し、施設損害および救助関連費用の全額を賠償・償還する義務を有する。

I Observer-1の同意なき軌道からの取得について、Accadia国は国際法上の国家責任および賠償責任を負う。

以下では、Accadia国が本件行為につき国際法上の国家責任および賠償責任を負う理由について、三つの観点から論証する。

A Observer-1の同意なき回収は、宇宙条約8条に違反し、国際法上違法である。

Observer-1は、Inkaton国企業であるQuipu社が所有・運用する宇宙物体であり、軌道上において制御不能となった後も、宇宙条約第8条<sup>1</sup>により、その管轄権および管理権は失われない。同条は、宇宙物体が宇宙空間または天体上に存在する間も、登録国および所有者の管轄権および管理が継続することを定めている<sup>2</sup>。関連判例として、1977年のコスモス954号事件<sup>3</sup>が挙げられる。これはソ連が所有・運用していた原子力人工衛星がカナダ領域内に墜落し、放射性物質が周囲に散乱したことでカナダ側が当該物質の回収・除染を実施したという事例であり、この事件では宇宙物体は打上げ国(登録国)のものであるという立場をあくまでも重視し、宇宙物体を他国が回収したとしても所有権の移転は起こりえないとした。今回の事案においては地上において宇宙物体による損害が引き起こされたとは言えないが、Observer-1の登録国がInkaton国である以上、宇宙物体の管轄権及び管理権は失われないと言うべきである。それにもかかわらず、Accadia国企業であるSargon社は、Inkaton国およびQuipu社の同意を得ることなく、一方的にObserver-1を軌道から除去し、回収・保管した<sup>4</sup>。Accadia国はあくまでも、物体の一方的な回収は当該宇宙物体について正当なリーエン(lien)を取得し、Observer-1に対してSargon社の宇宙資源採取ライセンスを得たうえで当該回収を実施、また対物訴訟(in rem suit)を提起したと主張する<sup>5</sup>が、当該訴訟は第三者国であるInkaton国を協議に含めないものであったため、国際法原則である適正手続の保証(due process of law)違反であり、効力を発しない。このような他国の宇宙物体に対する同意なき回収行為は、当該宇宙物体に対する所有権および管轄権への干渉であり、国際法に違反する。

B 宇宙救助返還協定は、Sargon社の行為を正当化しない。

Sargon社は、Observer-1の回収が宇宙救助返還協定(Rescue and Return Agreement)に基づくものである旨を主張する。しかし、同協定は、その正式名称が示すとおり、宇宙飛行士の救助および送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還を目的とするものであり、第三国の民間主体による宇宙物体の取得や所有権移転を正当化する規定を含まない。また、同協定第5条2項<sup>6</sup>は、打上機関の要請に基づき、宇宙物体またはその構成部分の回収および返還に協力する義務を定めるにすぎない。同規定は、ウィーン条約法条約第31条第1項<sup>7</sup>が定める解釈原則、すなわち条約

<sup>1</sup> Treaty on Principles governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies (1966), 610 UNTS 205, art. 8. [“OST”]

<sup>2</sup> *Ibid.*

<sup>3</sup> JAXA 宇宙航空研究開発機構「コスモス954号事件外交解決文書(カナダ・ソ連、1981年4月2日公表)1978年1月のコスモス954号崩壊事故に関するすべての問題を解決するための1981年4月2日付けカナダ政府とソビエト社会主義共和国連邦政府間の議定書」  
[https://www.jaxa.jp/library/space\\_law/chapter\\_3/3-2-2-1\\_j.html](https://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_3/3-2-2-1_j.html) (2026年2月16日最終閲覧)

<sup>4</sup> *Compromis*, para. 7.

<sup>5</sup> *Compromis*, para. 8.

<sup>6</sup> Agreement on the Rescue of Astronauts, the Return of Astronauts and the Return of Objects Launched into Outer Space (1968), 672 UNTS 119, art. 5(2). [“Rescue Agreement”]

<sup>7</sup> Vienna Convention on the Law of Treaties (1969), 1155, U.N.T.S. 331, art. 31(1).

文言をその文脈および趣旨・目的に照らして誠実に解釈すべきであるとの原則に従えば、本件のように、当該宇宙物体の所有者および打上国の同意なく第三国の民間主体が一方的に回収・保管し、所有権の移転を主張することまでを許容する趣旨を含むものではない。ウィーン条約法条約31条について、インド-パキスタン間で争われたジャダヴ事件においては、条約の意味は文言・文脈・目的から解釈されるべきであるとして、国内法を保護するための国家安全保障を理由に勝手に条約文言を歪曲して解釈することは許されないことが示されている<sup>8</sup>。さらに、仮に被告が、本件行為を差し迫った危険への対応<sup>9</sup>であるとして一般国際法上の緊急避難の枠組みによって正当化しようとする場合であっても、本件においては、Observer-1が制御不能状態に陥ったこと自体について被告側に重大な過失が認められる上、当該危険に対して、所有者および打上国への即時の通報や共同対応の要請等、より侵害の程度が小さい代替的措置を講ずる余地があったにもかかわらず、これを尽くさずに一方的に回収・保管に及んでいることは責任に値する。実務上の関連判例としては、ガブチコヴォ・ナジュマロシュ事件が挙げられる。これはドナウ川におけるダム建設事業をめぐる、ハンガリーとチェコスロバキアとの間で生じた国際紛争であり、本事件において、国際司法裁判所は、ハンガリーによる一方的な事業中止およびスロバキア側による単独措置の双方が国際法に反すると判断し、両国に対し誠実な協力の下で問題を解決する義務があると判示した。ICJは緊急避難が慣習国際法上の違法性阻却事由であることを認めたものの、緊急避難が認められるためには(i)国の「根本的利益」を守るため、(ii)その利益が「重大かつ急迫した危険」によって脅かされていること、(iii)利益を守るためにその行為が「唯一の方法」であったこと、(iv)相手国の「根本的利益を大きく損なう」ものでないこと、(v)その国が「緊急事態の発生に関与」していなかったこと、の5つの要件がすべて満たされて初めて緊急避難により違法性が阻却されるとした。<sup>10</sup>本件事案に当てはめると、Accadia国によるObserver-1の回収は、より損害の程度が小さい代替的措置を講じることができたはずであったのにそういった行為を講じる努力をしなかったという点で、(iii)自国の利益を守るために「唯一の方法」であったという要件を満たさない。よって本件行為は、緊急避難に求められる必要性および相当性(均衡性)の要件を満たさず、緊急避難として正当化されるものではない。

したがって、Accadia国はObserver-1の回収について国際責任を負うべきであるといえる。

### C Sargon 社の違法行為は、宇宙条約第6条によりAccadia国に帰属する。

宇宙条約第6条は、非政府主体によって行われる月その他の天体を含む宇宙空間における活動について、当該主体の属する国家が国際的責任を負うことを定めるとともに、当該活動が同条約の規定に従って行われることを確保するため、当事国に対し許可および継続的監督義務を課している<sup>11</sup>。Sargon社はAccadia国の非政府主体である以上、同国は、Sargon社による宇宙活動が国際法に適合して行われるよう、事前の許可および継続的な監督を通じてこれを管理すべき立場にあった。それにもかかわらず、Accadia国は、Sargon社によるObserver-1の同意なき回収という国際法違反行為を防止することができず、これを許容していた。また、宇宙条約6条第2文では、許可・継続的監督を行うべき国は「関係当事国」(appropriate State Party)と規定されている<sup>12</sup>。「関係当事国」には領域国・国籍国・登録国が含まれ、国内法を自国領域外においても適用、すなわち域外適用を行う国も含まれる。<sup>13</sup>「国籍国」とはある人が特定の国の構成員であることを示す概念であり、Sargon社の役員、取締役および株主がAccadia国民である<sup>14</sup>以上、Accadia国はSabaku国の関係当事国であるといえる。よってAccadia国は宇宙条約6条によって規定されている許可及び継続的監督義務の主体であり、当該義務を十分に履行しなかったAccadia国は国際法違反だといえるべきであ

<sup>8</sup> 石塚智佐「国際司法裁判所ジャダヴ事件(インド対パキスタン(判決・2019年7月17日))」東洋法学 63巻3号(2020).

<sup>9</sup> *Compromis*, para. 6.

<sup>10</sup> 岩沢雄司『国際法』第二版, 東京大学出版会(2023), p. 565.

<sup>11</sup> OST, *supra note* 1, art. 6.

<sup>12</sup> *Ibid.*

<sup>13</sup> 小塚荘一郎・佐藤雅彦『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』第3版, 有斐閣 (2024), pp. 44-45.

<sup>14</sup> *Compromis*, para. 1.

る。

以上のとおり、Sargon社によるObserver-1の同意なき回収は国際法に違反する行為であり、宇宙条約第6条により、その違法行為はAccadia国に帰属する。Quipu社はInkaton国内の自社企業であるから、当然に企業の行為責任はInkaton国が責任を負う。したがってAccadia国は、同様に、Observer-1の同意なき軌道からの取得について、国際法上の国家責任及び賠償責任を負う。

## II Inkaton国は、Quipu社によるDragnet残骸からの部品の取り外しについて、賠償責任を負わないこと。

以下では、Inkaton国が賠償責任を負わないことについて論証する。

### A Inkaton国はQuipu社によるDragnet残骸からの部品取り外しについて責任を負わない。

国家責任が成立するためには、当該行為が国家に帰属することが必要である。宇宙条約6条では、宇宙条約当事国の自国の活動につき国際的責任があると定めている<sup>15</sup>が、これは民間企業の行為のすべてにおいて国家の責任があると規定するものではない。同条は国家に対し、非政府団体の活動について「許可及び継続的監督」を求めるにとどまり、当該義務に違反がない限り、民間主体の行為は国家に帰属しないと解される。

Quipu社はInkaton国法の下で設立された民間所有の法人であり<sup>16</sup>、Dragnet残骸からの部品取り外しは、同社が独自の判断により行ったものである。宇宙条約6条によれば、「条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行われるか非政府団体によって行われるかを問わず、国際責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行われることを確保する国際的責任を有する<sup>17</sup>」。しかし、同条の言う「自国の活動(national activities)」を国家の管轄下にあるすべての活動であると解することは、宇宙条約中の他の「国家(national)」の用いられ方との相互性から判断しても根拠に乏しい。加えて、条約準備段階にも宇宙条約6条第1文に関して、一般国際法上の「国家による指揮若しくは統制があった場合に私人の行為は国家に帰属する」という前提を逸脱するような大きな議論はなかった<sup>18</sup>。そのため、6条は国家に許可及び監督義務を課す役割にとどまっており、民間の活動については国家責任条文8条に従って「国家による指揮若しくは統制があった場合」<sup>19</sup>または国際法上の帰属要件が満たされる場合のみに国家責任が生じるべきである<sup>20</sup>。よって、Dragnetからの部品取り外しについてのInkaton国による指揮若しくは統制の有無が立証されない以上、Inkaton国は当該行為についての責任を負わない。また、仮に本件行為の責任がInkaton国に帰属するとしても、国家責任条文23条に従って、当該義務の履行が国家の支配を越えた抗し難い力又は予見不可能な外的事情により物理的に不可能となった場合は、国家責任は阻却される<sup>21</sup>。そもそも、Dragnetの衝突は突然のSPEという自然現象の到来に起因するものであり<sup>22</sup>、SPEが生じる物理過程は完全には未解明であり<sup>23</sup>、その予測が依然として困難であるのに加えて、他国の宇宙物体であり<sup>24</sup>、かつ統制を失っていたDragnet

<sup>15</sup> OST, *supra note* 1. art. 6.

<sup>16</sup> *Compromis*, para. 5.

<sup>17</sup> OST, *supra note* 1. art. 6.

<sup>18</sup> 佐古田彰「宇宙条約6条第一文・第二文の成立(一)」『商学討究』第52巻第4号(2001), p.221-247.

<sup>19</sup> Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts (2001), art. 8.

[“Wrongful Acts”]

<sup>20</sup> Charles Stotler, “Interpretation as Creation: Article VI of the Outer Space Treaty” (2025), p. 139-140.

<sup>21</sup> Wrongful Acts, *supra note* 19, art. 23.

<sup>22</sup> *Compromis*, para. 10.

<sup>23</sup> 加藤裕太, 光田千紘, 草野完也, 石原康秀「太陽高エネルギー粒子事象予測の取り組み」『第18回「宇宙環境シンポジウム」講演論文集』, p. 38.

<sup>24</sup> *Compromis*, paras. 1-2.

がいつどこに衝突するのか判然としない状態であった<sup>25</sup>。そのため、今回のDragnet衝突をめぐる事案はInkaton国の予期しえぬ事態であり、その衝突に伴う事案についてはInkaton国の統制を超えたものであったという点において、国家責任条文23条のいう「当該義務のいう履行を物理的に不可能とするような当該国の支配を越えた抗し難い力又は予見不可能な外的事情」に該当するものである<sup>26</sup>。そのため、DragnetをめぐるQuipu社の行為についてはInkaton国の国際義務に合致せず、同23条により国家の責任は阻却される。

#### B Quipu社によるDragnet残骸からの部品の取り外しは宇宙救助返還協定5条3項に違反しない。

宇宙救助返還協定5条3項では、宇宙空間に打ち上げられた物体又は構成部品であって打ち上げ機関の領域外で発見されたものは、打ち上げ機関の要請に応じ、打ち上げ機関の代表者に引き渡されるか又はその処理にゆだねられるとしている<sup>27</sup>。しかし本事案において、打ち上げ機関であるSargon社は、Dragnetの月面衝突後Quipu社に対しDragnetまたはその構成部品の確保を要求しなかった<sup>28</sup>。同5条3項における打ち上げ機関の要請<sup>29</sup>は返還義務を発動するための要件であり<sup>30</sup>、要請がない限り返還義務は発生せず、Quipu社による行為は同条項に違反するとは判断できない。

さらに、領域内にある物体の調査や、それに基づいてシステムをとる権利を主張することは可能である。1976年に発生したミグ25事件では、領域内に着陸したソ連の機体を日本側が証拠物件として領置、実況見分した後、自衛隊基地に一部解体された状態で移送されたうえで日本側による調査が行われた。調査の目的は、同機体が領空侵犯及び強行着陸をした背景状況、並びに日本の安全を侵害する事実があったか否かを解明するためであった<sup>31</sup>。この行為は明確な国際違法行為として国際裁判で確定していないため、領域内物体に対する事実上の調査権行使の国家実行の一つとして扱われるべきである。今回Dragnetが衝突したのは「Quillaの安全区域の外縁ではあるがその近傍の月面」であり、Quilla施設に影響を及ぼす可能性が排除しきれない場所であったため、施設内の人員や設備の安全を確保するためにも、一時的に他国の宇宙物体を取り外して調査することは認められる。なお、この行為は決してDragnetの所有権について争うものではなく、同物体をのちに返還するという前提のもと取り外しを行っている。

よって、同条は発見国の現状維持義務や使用禁止義務を明示するものではないため、Quipu社による部品取り外しは宇宙救助返還協定に何ら違反するものではなく、同時にそれに伴う賠償の責任も負わない。

#### C Quipu社によるDragnet残骸からの部品取り外しは違法性が阻却される。

宇宙条約8条では、宇宙空間に発射された物体が登録国に帰属すること、宇宙物体又はその構成部分を物体が登録されている条約の当事国の領域外で発見した場合の当事国への返還が明記されている<sup>32</sup>。たしかに、同8条に基づけばDragnetの構成部品の所有権は他国に帰属するため、Quipu社による部品取り外しはこれに違反する<sup>33</sup>。しかし、この行為の違法性については国家責任

<sup>25</sup> *Compromis*, para. 11.

<sup>26</sup> *Wrongful Acts*, *supra* note 19, art. 23.

<sup>27</sup> *Rescue Agreement*, *supra* note 6, art. 5.

<sup>28</sup> *Compromis*, para. 12.

<sup>29</sup> *Rescue Agreement*, *supra* note 6, art. 5.

<sup>30</sup> Stephen Gorove, "The Recovery and Return of Objects Launched into Outer Space: A the Recovery and Return of Objects Launched into Outer Space: A Legal Analysis and Interpretation" (1970), pp. 688-689.

<sup>31</sup> 防衛省情報検索サービス「第4章ミグ25事件」

[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1977/w1977\\_04.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1977/w1977_04.html) (2026年2月16日最終閲覧)

<sup>32</sup> OST, *supra* note 1, art. 8.

<sup>33</sup> *Ibid.*

条約25条に基づき阻却される。国家責任条文25条では、①重大かつ差し迫った危険から根本的利益を守るための唯一の方法であること②義務の相手国又は国際共同体全体の根本的利益を大きく損なわないこと、の2点の要件を満たした場合につき緊急避難が成立し、行為の違法性が阻却されるとしている<sup>34</sup>。そのため、Quipu社のDragnetからの部品取り外しがこれら二つの要件に該当するかどうかについて検討する。

Dragnetの衝突は予期せぬSPEからの影響を受けて発生したものであり<sup>35</sup>、その対処は緊急性を伴うものであった。加えて、衝突現場はQuilaの安全区域の外縁ではあったものの近傍に位置しており<sup>36</sup>、Dragnet乗員の放射線被爆が確認された<sup>37</sup>ことから、Quila施設内の人員や設備、資源についても同様の影響が危惧される状況であった。加えて、SPEは依然として分野であり、被爆の確認には時間を要すること、そしてその影響は放射線にとどまらない可能性があることが十分に想定される。その場合に迅速に対応できるよう、SPEの影響について調査するためには被爆したDragnetの構成部品が不可欠である。そのため、被爆したDragnetの構成部品を取り外すことは、今後のQuila内の国民の人命の安全性を確保するためのほとんど唯一といってよい方法であった。さらに、Dragnetは衝突の影響で大破しており、もはや機能を停止した状態であったと判断できる。そのため、そこから部品を取り外したところでSabaku国やAccadia国の国家存立や国民生命に与える影響は考えられず、それらの根本的利益は全く侵害されていない。よって、国家責任条文25条の緊急避難の要件が成立し、Quipu社の当該行為の違法性は阻却される。

以上より、Inkaton国はDragnetの部品をSabaku国に返還、および部品取り外しに伴う賠償を行う義務を有しない。

III Accadia国は、TransatがQuipu社の月面採取施設に与えた一切の損害およびDragnet号乗員の救助ならびに医療の提供に要したQuipu社の一切の費用・経費について、国際法上賠償責任および国際責任を負うこと、そして、これに反する一切の請求を棄却すること。

A TransatがQuipu社の月面採取施設に与えた損害は、Sargon社の過失によるものであり、宇宙損害責任条約3条、宇宙条約6条および宇宙条約7条によりAccadia国は、国際法上の責任を負う。

Sargon社は、自社の宇宙船Dragnet号乗員が予期せぬ太陽陽子イベントに遭遇し<sup>38</sup>、高線量の放射線に曝露したために、月面に強行着陸を行った<sup>39</sup>。このときDragnet号は、Quipu社の月面採取施設Quillaから着陸区域の座標を受信している<sup>40</sup>。しかし、Dragnet号乗員は宇宙船を指定の着陸区域に誘導できなかったにもかかわらず<sup>41</sup>Quillaの要求およびSargon社が定める安全手順に従って積載物を投棄し、着陸を強行した<sup>42</sup>。その結果、Dragnet号積載物であるTransatが投棄の際にQuilla地上構造物に衝突し、当該地上構造物および内部に保管されていたヘリウム3 (2kg、6000万ドル相当)並びに資源抽出に用いられていた装置を破壊した<sup>43</sup>。

Sargon社が、自社の宇宙船が制御不能であり、かつ指定された着陸区域に誘導できないにもかかわらずその旨をQuipu社に通告せずに着陸を強行し、以て損害を発生させたことはSargon社の過失であって、Sargon社は宇宙損害責任条約3条に基づき責任を有する。宇宙条約6条により、Accadia国はSargon社による宇宙活動につき、包括的な責任を有する。

宇宙損害責任条約3条は、一打上げ国の宇宙物体またはその宇宙物体内の人もしくは財産に

<sup>34</sup> Wrongful Acts, *supra* note 19, art. 25.

<sup>35</sup> *Compromis*, para. 10.

<sup>36</sup> *Compromis*, para. 11.

<sup>37</sup> *Compromis*, para. 12.

<sup>38</sup> *Compromis*, para. 10.

<sup>39</sup> *Compromis*, para. 11.

<sup>40</sup> *Compromis*, para. 11.

<sup>41</sup> *Compromis*, para. 11.

<sup>42</sup> *Compromis*, para. 13.

<sup>43</sup> *Compromis*, para. 13.

対して、他の打上げ国の宇宙物体によって、地表以外の場所において引き起こされた損害につき、その損害が加害国または加害国が責任を負うべき者の過失によって引き起こされたとき、責任を負うと定める<sup>44</sup>。また、宇宙条約6条は、自国の非政府主体による宇宙活動につき国家は責任を有すると定める<sup>45</sup>。

これらの規定に基づき、非政府主体によって地表以外の場所で発生した宇宙損害については、行為によって損害が発生することが予見可能であって、かつ損害の発生を回避するために手段を尽くしておらず、また、当該宇宙主体が自国の非政府主体である場合に加害国が責任を有する。

なぜなら、私人の侵害行為に関する国家責任にかかり国家機関過失説が「国際法上の義務との関連で、国家機関が行った具体的な行為(作為、不作為)にいたる意思選択と結果に対する予見能力という側面に注目して過失概念を構成し、これを媒介にして国家の国際違法行為責任を導き出そう、とするもの」である<sup>46</sup>からである。すなわち、私人の侵害行為につき、当該結果の発生が予見可能であり、その上で為された国家の行為が損害の発生を回避できなかったとき、国家は責任を負うとする。宇宙損害責任条約が宇宙物体の打上げ関係国や国際的政府間機関の取る予防措置にもかかわらず損害が発生し得ることを考慮しながら損害の責任につき国際的な取極を定めることに鑑みれば、予防措置が妥当であったかを勘案し、過失の有無を検討するにあたり、かかる過失概念は妥当する。

実際に、国際法協会によれば、Due Diligenceの内容は、行為の合理性、善良な管理、危険の程度から導かれるものである<sup>47</sup>。すなわち、国家は合理的なすべての措置を取ることが期待されている。したがって、損害を最小限にとどめる為に取り得る合理的なすべての措置を取るとは、相当の注意義務の履行であって、相当の注意義務を懈怠することは過失を構成する。

本件においてSargon社は、予期せぬ太陽陽子イベントによる強制着陸を行う際の安全手順を定めていたが、積載物の投棄につき、宇宙船を指定された着陸区域に誘導できなかった場合の手順を定めてはいなかった。しかし、本件危難に対しての個別具体的な予見可能性はなかったとしても、一般的に太陽陽子イベントその他の危難が起こることは想定し得るものであり、また、かかる危難が発生した場合に宇宙物体が損傷を受けることも想定し得る。ゆえに、Sargon社が宇宙船が重大に損傷し制御不能となった場合の安全手順につき定めることは、結果回避義務であって、安全手順を定めていなかったことはかかる義務の懈怠である。

さらに、Sargon社が宇宙船を指定された着陸区域に誘導できなかったにもかかわらず、その旨をQuillaに対して通告せず積載物の投棄と着陸を強行したことはSargon社の過失を構成する。なぜならば、指定された着陸区域の外縁において積載物を投棄した場合に月面上において、Quillaの予期せぬ損害を発生させることは予見可能だからである。Dragnet号乗員が、宇宙船が制御不能であり損害を発生させ得ることを通告し次の指示を待つことができたにもかかわらずそうしなかったことは、予見された結果を回避する義務を怠ったものである。

したがって、Sargon社はその過失によって本件損害を発生させたのであって、宇宙損害責任条約3条に基づき責任を負う。またAccadia国は、宇宙条約6条に基づきSargon社の行為につき賠償責任を負う。

**B** Sargon社の行為およびそれに係る事情は、違法性阻却事由によって違法性を阻却されない。

一方で、本件損害は予期せぬ太陽陽子イベントにより、Dragnet号の生命維持、推進、航法・管制システムが重大に損傷したことに起因するものである<sup>48</sup>。したがって、Dragnet号乗員が当該宇宙船をQuipu社の指定する着陸区域に誘導できず、そのままに着陸を強行せざるを得なかったこと

<sup>44</sup> Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects (1972), 961 UNTS 187, art. 3.

<sup>45</sup> OST, *supra* note 1, art. 6.

<sup>46</sup> 山本草二, 『国際法における危険責任主義』, 東京大学出版会(1982), p. 81.

<sup>47</sup> 'Study Group on Due Diligence in International Law' (2016) 77 Int'l L Ass'n Rep Conf 1062.

<sup>48</sup> *Compromis*, paras. 10-13.

が、国際法委員会の国家責任条文24条にいう遭難<sup>49</sup>にあたり違法性を阻却される可能性は即座に否定されるものではない。

遭難は、(1)極度の緊急性を持つ非常に例外的な状況が存在し、(2)緊急性消失後の義務遵守への復帰が行われ、(3)他に取りべき通常的手段を尽くした場合に認められる。

実際、レインボー・ウォーリア号事件において特別仲裁裁判所は、国際法委員会の国家責任条草案に国際法委員会が付した注釈を参照して、上記3要件に即して判示している<sup>50</sup>。すなわち、医学的その他の極度の緊急性を持つ非常に例外的な状況の存在、移送を正当化した緊急性が消失した場合の即座の隔離義務遵守への復帰、およびニュージーランドの同意を得るための誠実な努力が認められた場合に遭難が適用され得るとする<sup>51</sup>。

したがって、本件において考えれば、(1)予期せぬ太陽陽子イベントの発生は極度の緊急性を持つ非常に例外的な状況であって、ゆえに自己またはその者に保護を委ねられた者の生命を保護するための合理的な手段を持たなかったこと、(2)本件危難が去り、Dragnet号の乗員がSargon社へ輸送された後に速やかな原状回復またはそれに代わる金銭賠償などの措置を取ること、および(3)本件損害の発生を最小限に抑えるために取るべき通常的手段を尽くしたことが求められる。(2)の義務が導かれるのは、国家責任条文第27条(b)にあるとおり、物質的損害に対する金銭的賠償責任は違法性阻却事由の援用によって妨げられるものではない<sup>52</sup>からである。

要件(1)について、予期せぬ太陽陽子イベントは宇宙船内の乗員に高線量の放射線暴露をもたらし、乗員の生命を保護するための強行着陸を余儀なくさせた。また、Sargon社の定める安全手順では積載物の投棄を定めているだけでなく、Quipu社も本件強行着陸にあたってすべての積載物を投棄するよう要求した<sup>53</sup>ため、本件投棄は最も合理的な手段であった。しかしながら、本件危難が去った後の義務遵守への復帰、すなわちDragnet号乗員のSargon社への輸送完了後における損害の原状回復またはそれに代わる金銭賠償は行われておらず、また、上記(1)にみるように、例えばQuillaに対して制御不能であって指定された着陸区域に誘導できない旨通知し、新たな指示を待つなどのように他に取りべき手段を尽くしたと評価することもできない。

したがって、本件危難に遭遇したことは遭難の要件を満たさず、本件侵害行為の違法性を阻却しない。よってAccadia国は本件損害について国際法上の賠償責任を負う。

C Accadia国は、Dragnet号乗員の救助および医療の提供に要したQuipu社の一切の費用・経費について償還義務を負う。

Dragnet号の月面衝突後、Quillaは人員と車両を派遣し生存者の救出にあたった<sup>54</sup>。Dragnet号乗員はQuillaに搬送され、身体的損傷と放射線被曝について、医療措置と治療を受けた<sup>55</sup>。Sargon社はQuipu社の一連の行動に対して謝意を表し、また、Dragnet号乗員の治療・看護についてAccadia国で組織した医療チームと強調するよう要請し、Quipu社はその要請に応じた<sup>56</sup>。

このときSargon社は、Quipu社に対してDragnet号乗員を救出し医療を供与する費用につき、拠出させたものであって、不当に利得を得たものである。Quipu社は本件救助活動・医療供与によって財産的損害を被った。

宇宙救助返還協定3条 は、宇宙船の乗員がいずれの国の管轄下にもない地域に着陸した際に、その情報を得、また搜索救助活動に援助ができる国家に対してその援助を与える義務を定める<sup>57</sup>。本件救助活動は、月面上といういずれの国の管轄にも属さない地域において、Dragnet号が

<sup>49</sup> Wrongful Acts, *supra* note 19, art. 24

<sup>50</sup> Rainbow Warrior (New Zealand v. France), 1990 Arbitral Award (April. 30), Judgement, Vol. XX, p. 215; 82 ILR 499.

<sup>51</sup> 森川幸一・兼原敦子・酒井啓亘・西村弓編『国際法判例百選第3版』有斐閣(2021), pp. 134-135.

<sup>52</sup> Wrongful Acts, *supra* note 19, art. 27(b).

<sup>53</sup> *Compromis*, para. 13.

<sup>54</sup> *Compromis*, para. 12.

<sup>55</sup> *Compromis*, para. 12.

<sup>56</sup> *Compromis*, para. 12.

<sup>57</sup> Rescue Agreement, *supra* note 6, art. 3.

墜落したことに對するものであり、したがって、Dragnet号が月面上に衝突した旨の情報を得た際に、Inkaton国の宇宙主体であるQuipu社が負う義務は、当該規定に定められるように、乗員の搜索救助活動への援助の義務である。Quipu社は、Dragnet号乗員に適切な医療を与え、乗員をSargon社に送還している<sup>58</sup>のであるから、かかる義務を誠実に履行したものである。

国際法上の義務の履行として他国宇宙飛行士を救助したことにかかる費用の請求は認められるべきである。なぜなら、仮に救助国が費用を負担するとすれば、緊急時に救助を行うインセンティブを奪いかねず、活動主体は宇宙活動において危険が発生する可能性を受け入れた上で活動しているというべきであって、義務の履行によって活動主体が得た不当利得は道義上償還されるべきだからである。

また、宇宙救助返還協定が、前文にいうように人間本来の感情に促されて締結されたものであること<sup>59</sup>、および宇宙条約5条にいうように宇宙飛行士が宇宙空間への人類の使節であること<sup>60</sup>に鑑みれば、衡平と善の観点にてらして、宇宙飛行士の救助返還に要した費用は償還されるべきである。

以上によれば、Accadia国はInkaton国に対し、Quipu社の月面採取施設が被った損害、またDragnetの乗員を救助し医療処置を提供するためにQuipu社が要した費用・経費について国際法上賠償する義務を負う。

---

<sup>58</sup> *Compromis*, para. 14.

<sup>59</sup> Rescue Agreement, *supra note* 6.

<sup>60</sup> OST, *supra note* 1. art. 5.

---

## 法廷への請求

---

以上の理由から、原告ACCADIA国は、国際司法裁判所に対し、以下の事項を判決し、宣言することを請求する。

I . ACCADIA国は、Sargon社によるObserver-1の同意なき軌道からの取得について、国際法上賠償責任および国際責任を負うこと、

II . INKATON国は、Quipu社によるDragnet残骸からの部品の取り外しについて、賠償責任を負わないこと、

III . ACCADIA国は、TransatがQuipu社の月面採取施設に与えた一切の損害およびDragnet号乗員の救助ならびに医療の提供に要した Quipu 社の一切の費用・経費について、国際法上賠償責任および国際責任を負うこと、

そして、これに反する一切の請求を棄却すること。